

ARK

Interest Incorporated Association

2023
Februar

2

vol.569



写真：ハクチョウ

CONTENTS

1-3 ・令和4年愛知の死亡災害発生状況（速報版）

4 ・災害発生状況

- ・令和4年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者
- ・保護具着用管理責任者に対する教育の実施について

5 ・業務改善助成金（通常コース）のご案内

- ・改正法対応、もうお済みですか？
— 2/16均等関係法令セミナーを開催します —

6 ・公益財団法人安全衛生技術試験協会 中部安全衛生技術センターからのお知らせ ～免許試験手数料の見直し～

7 ・連載 第4回（全6回） 法律の分類（その1）

著者 戸島 浩視 氏（愛知労働局 専門監督官/元労働基準監督署長）

8 ・労災保険実務講座 開催報告

9 ・新春懇談会 開催報告

- ・全国産業安全衛生大会in名古屋
第1回実行委員会 開催報告

10 ・＜不定期連載＞第82回全国産業安全衛生大会in名古屋 ① 会場（ポートメッセなごや）について

11 ・技能講習等講習会予定表

令和4年愛知の死亡災害発生状況（速報版）

愛知労働局 安全課

愛知労働局（局長 代田 雅彦）は、令和4年に発生した死亡災害発生状況（令和5年1月11日現在速報値、令和3年以前は翌年3月末の確定値）について、下記のとおり取りまとめた。

1 死亡災害の発生状況

愛知県内の死亡災害は年間40人台を中心に推移し、令和3年は26人と過去最少となったが、令和4年は7人の増加となった。

業種別分類では製造業で令和3年比6人の減少であったが、建設業、陸上貨物運送業においては増加した。

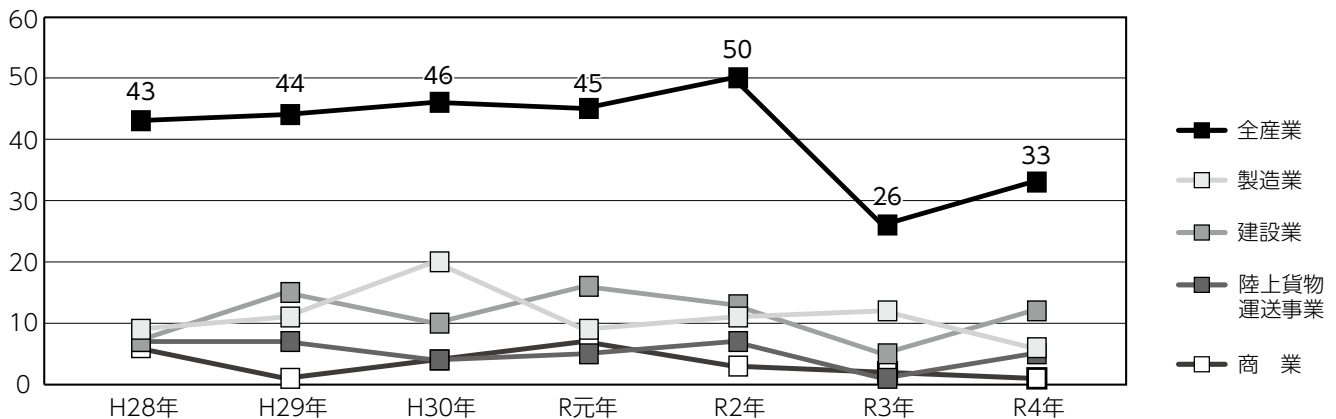
（表1）

（人）

年		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
死亡災害	全 産 業	43	44	46	45	50	26	33
	製 造 業	9	11	20	9	11	12	6
	建 設 業	7	15	10	16	13	5	12
	陸 上 貨 物 運 送 事 業	7	7	4	5	7	1	5
	商 業	6	1	4	7	3	2	1

（令和4年は、令和5年1月11日現在速報値で未確定、平成28～令和3年は確定値）

死亡災害の推移（グラフ1）



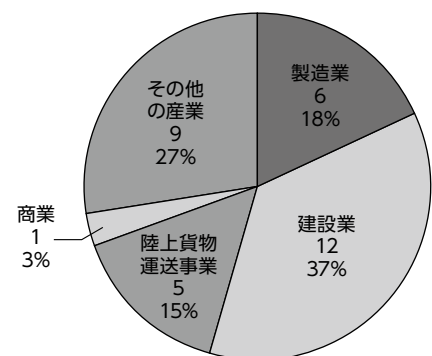
2 業種別死亡災害発生状況

～ 製造業、商業で減少したが、他の業種で増加 ～

（人）

	令和4年 (速報値)	令和3年 (確定値)
製 造 業	6	12
建 設 業	12	5
陸 上 貨 物 運 送 事 業	5	1
商 業	1	2
そ の 他 業	9	6
合 計	33	26

令和4年 業種別死亡災害発生状況（表2）



令和4年 業種別死亡災害発生状況（グラフ2）

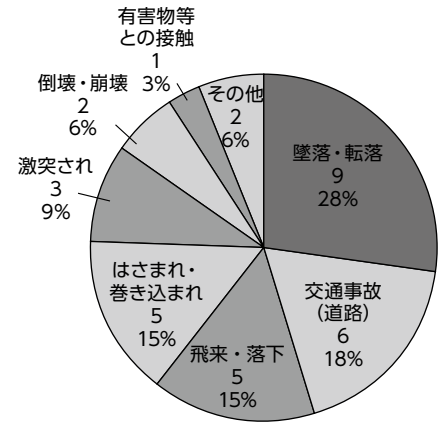
業種別の死亡災害発生状況については、グラフ2のとおり建設業が最も割合が高く37%を占めており、製造業、建設業、陸上貨物運送事業の3業種で全体の70%を占めている。

3 事故の型別死亡災害発生状況

～墜落・転落、交通事故、飛来・落下、はさまれ・巻き込まれで 76% を占めている～（人）

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
墜 落 ・ 転 落	9		4	1	1
交 通 事 故（道 路）	6	2		1	
飛 来 ・ 落 下	5		3	1	
は さ ま れ ・ 巻 き 込 ま れ	5	1	2	1	
激 突 さ れ	3	2	1		
倒 壊 ・ 崩 壊	2	1	1		
有 害 物 等 と の 接 触	1		1		
そ の 他	2			1	
合 計	33	6	12	5	1

令和4年 事故の型別死亡災害発生状況（表3）



令和4年 事故の型別死亡災害発生状況（グラフ3）

事故の型別の死亡災害発生状況については、表3・グラフ3のとおり全産業では、墜落・転落が最も多く28%を占め、次いで、交通事故（道路）が18%を占め、次に飛来・落下及びはさまれ・巻き込まれが多く、これら4つの事故の型で全体の76%を占めている。

製造業では、従来、はさまれ・巻き込まれが多くを占めてきたが、令和4年は1人と大きく減少した。

建設業では、墜落・転落が最も多くを占めており、令和3年にはなかった飛来・落下、はさまれ・巻き込まれ災害が令和4年に複数発生した。

陸上貨物運送事業では、令和3年と比較し5倍と大幅に増加した。

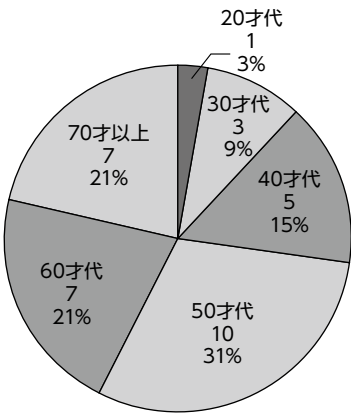
商業は、墜落・転落の1人の発生となっている。

4 年齢別死亡災害発生状況

～50才代が最多の31%を占めている～（人）

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
19才未満					
20才代	1	1			
30才代	3	1	1		
40才代	5	1	3	1	
50才代	10	3	3	2	1
60才代	7		2	2	
70才以上	7		3		
合 計	33	6	12	5	1

令和4年 年齢別死亡災害発生状況（表4）



令和4年
年齢別死亡災害発生状況（グラフ4）

年齢別の死亡災害発生状況については、表4・グラフ4のとおり、50才代が最も多く全体の31%を占め、次いで60才代及び70才以上が21%を占めている。

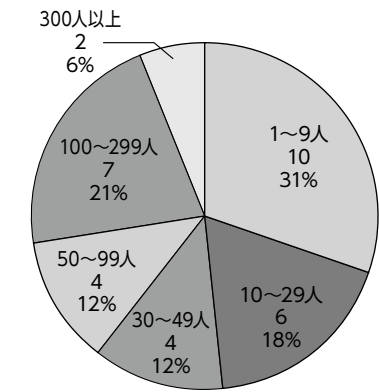
40才以上でみると全体の88%を占めている。

5 事業場の規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で61%を占める～（人）

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
1～9人	10		8	1	
10～29人	6	1	2	1	
30～49人	4	1	1		
50～99人	4		1		1
100～299人	7	3		3	
300人以上	2	1			
不 明					
合 計	33	6	12	5	1

令和4年 事業場規模別死亡災害発生状況（表5）



令和4年
事業場規模別死亡災害発生状況（グラフ5）

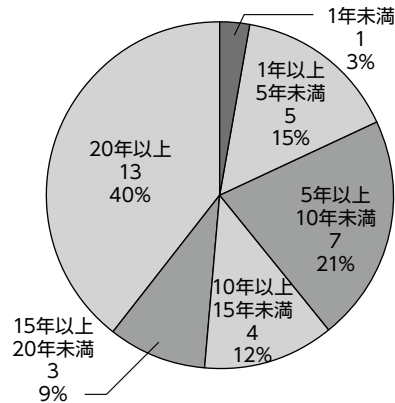
事業場規模別の死亡災害発生状況については、表5・グラフ5のとおり、安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の61%を占めている。特に事業場規模10人未満においては全体の31%を占めている。

6 経験別の死亡災害発生状況

～経験年数 20 年以上が 40% を占める～ (人)

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
1 年 未 満	1			1	
1年以上5年未満	5	1			
5年以上10年未満	7	2	2	1	
10年以上15年未満	4		2	1	1
15年以上20年未満	3	1	1	1	
20 年 以 上	13	2	7	1	
不 明					
合 計	33	6	12	5	1

令和4年 経験別死亡災害発生状況 (表6)



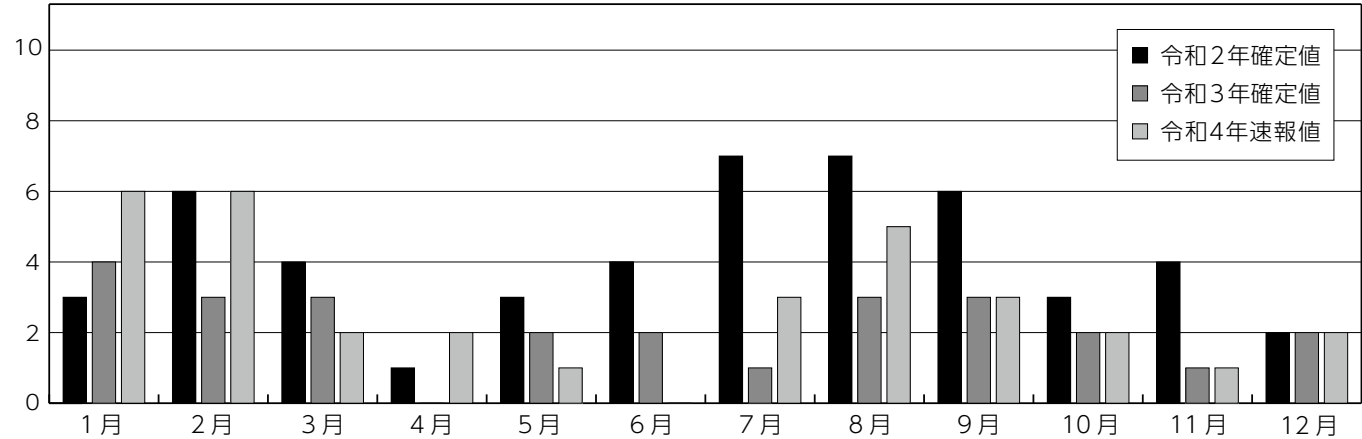
経験別の死亡災害発生状況については、表6・グラフ6のとおり、全産業では、経験年数20年以上が最も多く40%を占めている。一方、経験年数5年未満の発生率は全体の18%である。

令和4年
経験別死亡災害発生状況 (グラフ6)

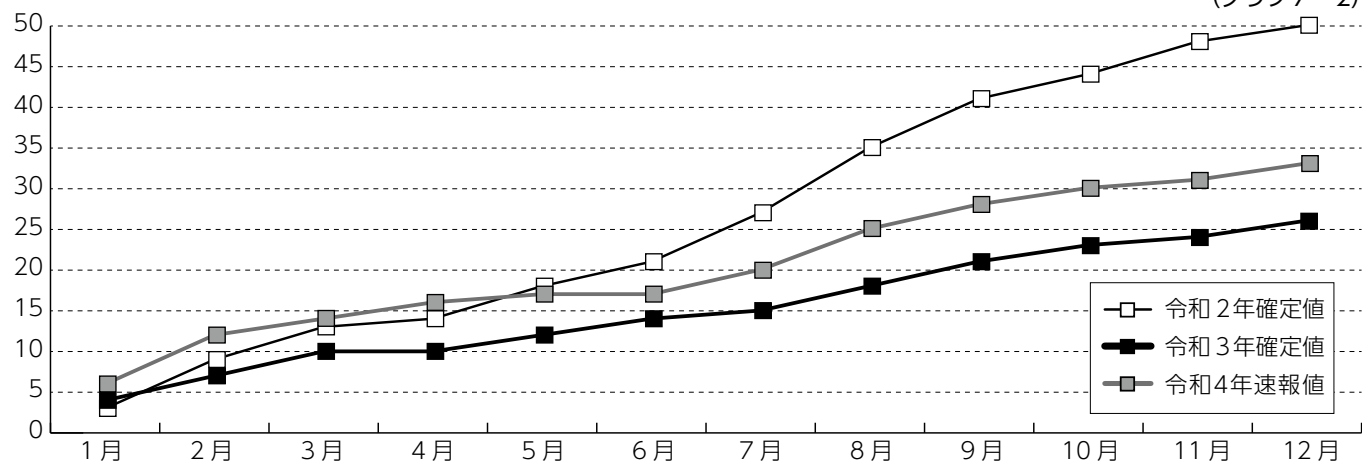
7 月別の死亡災害発生状況

～1月と2月が6人と最も多く発生した～

(グラフ7-1)



(グラフ7-2)



まとめ

愛知労働局が策定した第13次労働災害防止推進計画（平成30年度～令和4年度）では、死亡者数を令和4年までの早期に40人を下回り、さらなる減少を目指すことを目標のひとつとしたところである。

令和4年の死亡災害は、令和5年1月11日現在の速報値が33人であることから、目標を達成する見込みである。

愛知労働局では、今後さらなる減少を目指すために、「安全経営あいち」の推進・定着を強力に推進することとしている。

災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧（令和5年1月9日現在）

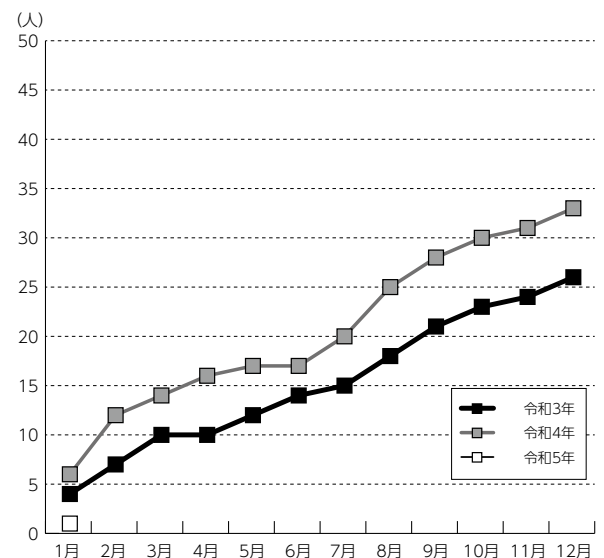
発生日時	事故の型／起因物	災害発生状況・原因			
R4.2.16. 0:00	その他 その他の起因物	老人ホームにおいて調理業務に従事していた被災者が、新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡したもの。同施設では入居者と労働者の合計50名以上が感染するクラスターが発生していた。			
	事業場規模	30～49名	業種	保健・衛生業	70代 調理人 経験 3年
R4.2.28. 21:30	その他 起因物なし	長時間にわたる過重な労働により、小脳出血を発症したもの。			
	事業場規模	100～299名	業種	道路貨物運送業	40代 管理者 経験 25年
R4.12.23. 8:56	飛来・落下 玉掛用具	ラフテレーンクレーンによる金属製水槽（幅5m×奥行2m×高さ2m、重量2.8t）の撤去作業中に、つり上げられた水槽の下に入り、底部に付着した凍土を除去していたところ、玉掛用具のナイロンスリング（耐荷重1.6t）が切断し、被災者2名が水槽の下敷きとなったもの。			
	事業場規模	9名以下	業種	土木工事業	30代 土工 経験 6年 40代 管理者 経験 23年
R5.1.4. 16:30	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	ごみを圧縮する機械設備に挟まれたもの。			
	事業場規模	30～49名	業種	清掃・と畜業	60代 作業員 経験 年

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年1月11日現在の速報値）

令和4年発生分 ※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和5年 (速報値)	令和4年同時期 (速報値)	令和4年暫定値
製 造 業	食 料 品 製 造 業			6 (2)
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属			1 (1)
	金 属 製 品			2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用			2
	そ の 他			1 (1)
建 設 業	土 木 工 事 業			12
	建 築 工 事 業			4
	そ の 他			6
	そ の 他			2
陸 上 貨 物 運 送 事 業				4
商 業	卸 売 業			1
	小 売 業			1
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業		1		
上 記 以 外 の 事 業			1	10 (4)
合 計		1	1	33 (6)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



令和4年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者

厚生労働省はこのほど、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績をあげた職長*114名を、令和4年度の「安全優良職長」として厚生労働大臣から顕彰しました。

当協会が推薦した方

氏 名 (敬省略)	所 属 事 業 場
中村 吉孝	JFEスチール株式会社 知多製造所

※「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われています。

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則等の一部改正（令和4年2月24日及び令和4年5月31日付け）により、自律的な管理を基軸とした新たな化学物質管理の仕組みへの移行が順次行われているところ、今般、改正事項の一つである保護具着用管理責任者に係る教育実施要領が示されました。

保護具着用管理責任者は、労働安全衛生規則により「化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。」（2024.4.1施行）とされており、この教育実施要領は、教育のカリキュラム及び具体的な実施方法等を示すとともに、保護具等の正しい選択・使用・保守管理の普及を図ることを目的としています。

本件を含め、新たな化学物質管理の仕組みについての関係情報は、愛知労働局ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

愛知労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き
>安全衛生関係>新たな化学物質管理について



業務改善助成金（通常コース）のご案内

愛知労働局

「業務改善助成金通常コース」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を負担する制度です。

令和4年12月から、助成金の引き上げ、助成対象経費の拡充、対象事業場の拡大、対象期間と申請期間の延長などを行いましたので、ご活用ください。

申請期限及び事業完了期限は令和5年3月31日です。

業務改善助成金（通常コース）のご案内
「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

※申請期限：令和5年3月31日
（申込・締切：令和5年3月31日）

事業場内最低賃金の引き上げ + 設備投資等 → 業務改善助成金を支給

中小企業・小規模事業者が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その経費費用の一部を助成する制度です。
この制度は令和4年12月から改正され、より活用が広がりました。

改正のポイント

1. 助成上限額の引き上げ 事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ
2. 助成対象経費の拡大 特別事業者の助成対象経費を拡大
3. 対象事業場の拡大 助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止
4. 申請期間の延長 申請期間を令和5年3月31日まで延長

助成上限額・助成率

コース 名称	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	助成上限額		助成率				
		引き上げる 方（事業主）	右記以外 の事業者	6/70円未満	9/10			
30円 コース	30円以上	2～3人 4～6人 7人以上	30万円 50万円 70万円	60万円 90万円 120万円	6/70円以上 9/10未満 9/10以上			
	45円 コース	45円以上	1人 2～3人 4～6人 7人以上	45万円 70万円 100万円 130万円	80万円 110万円 140万円 170万円	6/70円以上 9/10未満 9/10以上		
		60円 コース	60円以上	1人 2～3人 4～6人 7人以上	60万円 90万円 120万円 150万円	100万円 130万円 160万円 190万円	6/70円以上 9/10未満 9/10以上	
			90円 コース	90円以上	1人 2～3人 4～6人 7人以上	90万円 120万円 150万円 180万円	170万円 200万円 230万円 260万円	6/70円以上 9/10未満 9/10以上
				10人以上	10人以上	100万円	130万円	9/10以上

※10人以上の事業場は、申請書に「労働組合」の名称を記載してください。

交付申請書等の提出先は管轄の労働局・労働環境・均等部（室）です。

厚生労働省

業務改善助成金に関するご質問は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440

（受付時間：平日8:30～17:15）



お知らせ動画をYouTubeで公開していますのでぜひご覧ください。

リーフレットなど詳細については、厚生労働省ホームページ
（<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001022293.pdf>）をご確認ください。

改正法対応、もうお済みですか？

— 2/16均等関係法令セミナーを開催します —

愛知労働局

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、賃上げ促進施策として明記されたことを受け、何かと話題にのぼる「同一労働同一賃金」。この根拠法となるパートタイム・有期雇用労働法の「同一労働同一賃金」の考え方について解説するセミナーを開催します。

また、同時に改正育児・介護休業法で令和5年4月1日に1,000人超企業に義務化される「男性の育児休業等取得率の公表」と令和4年7月8日に女性活躍推進法の省令において300人超企業に義務化された「男女の賃金差異の公表」についてもお説明します。

いずれも年度末までに準備を完了させておきたい内容です。お早めにお申し込みください！！

均等関係法令セミナー 愛知労働局

YouTubeライブ配信 2/16 (Thu.) 14:00～15:00

参加費無料 要事前申込

同一労働 同一賃金 パ・有法

男性育休等 取得率公表 育・介護法

男女の賃金 差異の公表 女活法

※パートタイム・有期雇用労働法 ※育児・介護休業法 ※女性活躍推進法

お問い合わせ 愛知労働局雇用環境・均等部指導課 TEL. 052-857-0312 (平日 8:30～17:15)

◆均等関係法令セミナー

日 時：令和5年2月16日（木）14:00～15:00

方 法：YouTube ライブ配信によるオンライン開催

申込方法：愛知労働局HPから
（二次元バーコード）



申込締切：令和5年2月14日（火）17:15

【問い合わせ先】

愛知労働局雇用環境・均等部 指導課 052-857-0312

公益財団法人安全衛生技術試験協会 中部安全衛生技術センターからのお知らせ ～免許試験手数料の見直し～

労働安全衛生法手数料令の一部を改正する政令が公布されました（令和5年4月1日施行）。令和5年度に受験申請の受付が開始される労働安全衛生法に基づく免許試験の手数料は下記のとおりとなります。

記

労働安全衛生法に基づく免許試験の手数料（非課税）

令和5年4月1日以降、免許試験の手数料は、次のとおりです。

但し、同年3月31日までに受験申請の受付が開始された免許試験の手数料は、見直し前の免許試験の手数料（旧料金）となります。

○ 令和5年4月1日以降に受験申請の受付が開始される免許試験

学科試験	8,800円
実技試験	
クレーン・デリック運転士	14,000円
移動式クレーン運転士	14,000円
揚貨装置運転士	14,000円
普通ボイラー溶接士	24,000円
特別ボイラー溶接士	28,000円

【参考】

○ 令和5年3月31日までに受験申請の受付が開始される免許試験

学科試験	6,800円
実技試験	
クレーン・デリック運転士	11,100円
移動式クレーン運転士	11,100円
揚貨装置運転士	11,100円
普通ボイラー溶接士	18,900円
特別ボイラー溶接士	21,800円

注：免許試験の新旧の手数料の適用は、免許試験の実施日でなく、当該試験の申請受付開始日が基準となります。

したがって、免許試験の適用は、次のとおりです。

例1 学科試験

受付期間：令和5年4月1日から5月29日までの間

試験実施：6月1日

※受付開始日が4月1日であることから、見直し後の料金を適用

例2 実技試験（センターによって実技試験実施日が異なる。）

受付期間：令和5年3月11日から5月9日までの間

試験実施：6月9日

※受付開始日が3月11日であることから、見直し前の料金を適用

◇ 問合せ先 中部安全衛生技術センター TEL：0562-33-1161

法律的知見は意思決定に有用であり、リスク回避のための必要条件でもある。

言うまでもないが法律的知見とは「良い・悪い」、「合法・違法」などの単純な二項対立だけではない。多くの問題には、その周辺に様々な法律が事案の周辺に横たわっている。それゆえ、法律を一面的にのみで判断し、企業活動をすることは極めて危ういのである。

いくつか例を挙げてみる。

例1) 労働契約法と労基法とのバイアス

労働者を解雇する場合、労働基準法第20条では、30日前の解雇予告（又は解雇予告手当支払い）を要件としているので、30日の予告を担保すれば、労基法上の違法性は免れる一方、労働契約法上、解雇権の濫用があった場合、同法の責めを負うこととなる。

例2) 契約自由原則と最賃法とのバイアス

契約自由の原則は、自由経済の大原則である。一方で、民法521条（平成29年改正）では契約自由を謳いながらも、強行規定など一定の制限が加えられている。

それゆえ、特定の労働者（高齢者など）から「賃金はいくらでもいいから使ってほしい」と頼まれたとしても、最低賃金を下回る労働契約は締結できないことは言うまでもない。

例3) 自由貿易原則とデューデリジェンスとのバイアス

原材料の調達先の国で相手先企業に人権上問題がある場合、その企業との取引が原因となり、輸出相手国や地域などから輸入禁止措置を受けることなど、人権を意識したデューデリジェンスについても社会的責任（CSR）に組み込んでいくことも求められる企業もあるはずで、米国やEUなど諸外国の公法を無視できない。

例4) 企業活動の制限と公的支援

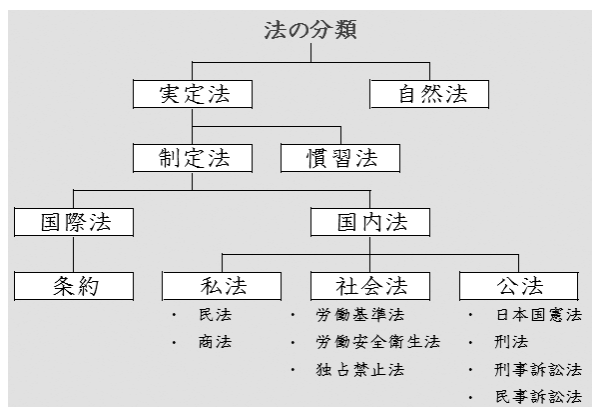
新型コロナウイルス感染拡大によって、事業活動に制限が加えられた。一方で雇用調整助成金や持続化給付金など公的支援により、その事業継続の給付政策が打たれた。

企業活動が多様で、多面的である場合、個別契約の履行はもとより刑法や業法のみでなく、国際関係、人権、環境、ジェンダーなど、多面的な価値観にもウイングを広げる必要性に迫られることになる。

「論語」と「算盤」+α（プラス・アルファ）を同時に満たすことが、あるべき企業の社会的責任（CSR）となる。

この多軸的な諸問題を整理するための基礎となるのが法律の分類である。

【分類】



実定法と自然法、制定法（成文法）と慣習法、国内法と国際法、公法と私法などがある。

そのほか、任意規定と強行規定、刑事法と民事法、実体法と手続法など、対立軸での分類ができる。

また、国際法では、国際公法と国際私法もある。

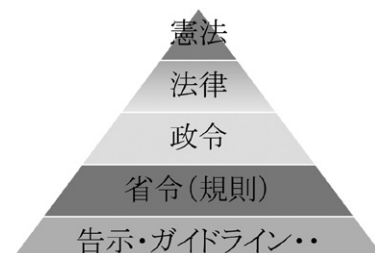
例えば、商法は私法の分類がされるのであるが、商法の中には、特別背任罪などの条項を含んでいる特別刑法でもあり、公法的な側面もあるのである。

【法の建付け】

また、法律の位置づけとして、国の基本法が憲法で最優位にあり、憲法に基づき法律が制定され、内閣の閣議決定によって政令が定められ、各省庁の行政機関が省令、告示・ガイドライン、さらには通達などで法律を補完する。

なお、厳密には、法令を補完する目的で制定される政令、規則、ガイドラインなどは国会で制定されたものでないの、「法律」といえないが、法律を解釈するのに理解が不可欠である。

今回は、法律と条例がぶつかり合ういわゆる「横出し条例」、「上乗せ規制」の事例を紹介し、法律における道徳や慣習との関係性を述べていきたい。



労災保険実務講座 開催報告

令和4年12月14日、当協会は、ボーラ名古屋ビル9階第1研修室（名古屋市中区栄）において、労災保険実務講座を開催しました。例年、この労災保険実務講座は参加者が多く、新型コロナウイルス感染症予防対策を踏まえて、会場参加とWEB同時配信により行いました。



主任労災補償監察官 竹内 康治 氏

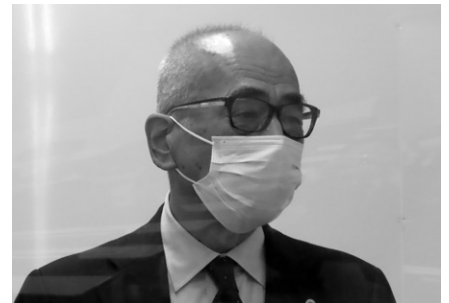
第1部では、愛知労働局労働基準部労災補償課 主任労災補償監察官（竹内康治 氏）により、「最近の労災補償行政の動向」と題して、精神障害の労災補償状況（統計データ）を織り交ぜながら、精神障害の労災認定に係る説明がありました。説明概要は、次のとおりでした。

まず、「心理的負荷による精神障害の認定基準」（平成23年12月）の3要件は、①対象となる精神障害を発病している、②発病前おおむね6か月間に業務による強い心理的負荷が認められる、③業務以外の心理的負荷、個体側要因により発病したとは認められないとされており、その対象となる精神障害は、国際疾病分類第10回修正版（ICD-10）に分類されるもので、業務に関連して発症する可能性のある代表的なものは、うつ病や急性ストレス反応などである。判断に当

たっては、「業務による心理的負荷評価表」や「業務以外の心理的負荷評価表」を用いる。

セクシュアルハラスメントが原因で発病した場合もこの認定基準で判断される。また、パワーハラスメントの定義が法律上規定されたことから、パワーハラスメントについても、令和2年6月から前述の認定基準の「業務による心理的負荷評価表」に加えられた。

第2部では、たかはし社会保険労務士事務所 代表 高橋 健 氏により、「労災申請実務の基本的留意事項」と題して①最近の労災認定、②請求書の記載のポイント、③労働基準監督署における調査の流れと対応、④費用徴収制度、⑤支給制限について、分かりやすく実務に即した講義がありました。説明概要は、次のとおりでした。



特定社会保険労務士 高橋 健 氏

最初に、最近の労災認定については、テレワーク中の災害に係る労災請求の実務上の留意点として、業務時間の管理体制、災害発生時の報告体制の整備等が必要である。新型コロナウイルス感染症の労災請求では、労災保険請求における臨時的な取扱い（通達：4.9.2基補発0902第1号）により、休業補償給付請求における証明の取扱いに係る臨時的な運用が示されており、また、罹患後症状（倦怠感など）の労災補償（療養補償給付や休業補償給付など）が一定の要件で補償給付の対象となる。複数事業労働者の労災保険給付（令和2年9月1日付け改正）では、請求書の提出先は災害発生事業場の所在地を管轄する監督署であり、請求書に「複数事業労働者」である旨を記載する。適用対象は施行日（令和2年9月1日）以降に支給事由が発生した傷病等に関して支給する業務災害等であるが、以前からの受給者が再発するときなどは、注意を要する。「複数業務要因災害」（複数事業労働者の二以上の業務上の事業の業務を要因とする傷病をいい、二以上の業務上の負荷を総合的に評価して、初めて認定基準を満たす災害：「脳・心臓疾患」「精神障害」を想定）は、異なる事業における労働時間や負荷要因を合わせ、また、二以上の業務の業務による心理的負荷の強度は、全体的に評価する。

次に、請求書記載に当たっては、「療養の給付」、「療養の費用」請求では、数多い請求書の種別を間違えずに使用する。健康保険から労災保険への切り替えや転移等は所定の手続きが必要である。「休業（補償）等給付」では、支給要件である「療養のため」、「賃金を受けない日」に留意する。また、労災保険では、社会復帰促進等事業が規定されており、社会復帰促進事業（①外科後処置、②義肢等補装具等の費用の支給、③アフターケア）や被災労働者等援護事業（①労災就学等援護費の支給、②特別支給金の支給 他）によって、被災労働者の社会復帰の促進・援護やその遺族の援護が受けられる。

労働基準監督署における調査の流れと対応については、調査担当者による請求書の形式審査を経て、個別具体的調査を要する事案は、関係資料収集・関係者聴取等による調査結果を基に、署内決裁が行われ、支給・不支給処分通知が発送される。

費用徴収制度については、労災保険から①「保険関係成立の未手続中」の事故、②「保険料滞納中」の事故、③「事業主の重大災害」の事故に係る保険給付が行われたときは、保険給付額の全部または一部が事業主から徴収される。また、支給制限については、労働者が自殺等の故意による事故や飲酒運転等の重大な過失による事故を生じさせたときは、保険給付額の全部または一部が支給制限される。

最後に、雇用保険料率やメリット制の動向について、情報として説明がありました。また、講義全体の質疑応答が行われ、閉講しました。

新春懇談会 開催報告

1月23日（月）、コロナ禍の影響により自粛しておりました新春懇談会を3年ぶりに名古屋商工会議所2階大会議室（ホール）（名古屋市中区）において、会場及びWEB同時配信により開催されました。



当協会会長 西村 司



愛知労働局長 代田 雅彦 氏

冒頭、当協会長の西村 司より挨拶が行われ、当協会の取り組んでいる活動等について報告を行いました。

続いて、ご来賓の愛知労働局長 代田 雅彦 氏よりご挨拶があり、現下の労働情勢や行政の取組み等についてのお話に加え、今年の干支、癸卯（みずのとう）にちなみ、終わりを意味するとともにこれから新しいものが開けてくる年、これまでの努力が実を結んで勢いよく成長し、飛躍するような年だと言われておりますし、そうなってほしいと思っております、とのお話がありました。

講演では、「安全経営あいち®」をテーマに、愛知労働局労働基準部安全課長 濱田 勉 氏より、リスクアセスメントが意図することや、モノづくり・サービス提供の7つの視点との関係性などについて説明がありました。

なお、新型コロナ感染防止の観点から、飲食を伴う「賀詞交歓会」は自粛しました。



愛知労働局 安全課長 濱田 勉 氏

全国産業安全衛生大会in名古屋 第1回実行委員会 開催報告

本年、名古屋にて開催される全国産業安全衛生大会（9/27～29 主催：中央労働災害防止協会、協力：愛知県下労働基準協会）に向けて、第1回実行委員会が、1月23日（月）、名古屋商工会議所2階大会議室（ホール）（名古屋市中区）において、会場及びWEB同時配信により開催されました。

実行委員会は、当協会の西村司会長が実行委員長に、当協会副会長が副委員長に、また、当協会理事、幹事、安全管理者交流会長、衛生管理者交流会長、THP推進協議会長及び地区労働基準協会専務理事が実行委員に就任して、顧問として労働局、特別委員として県・名古屋市及び関係団体にご参加いただきました。

冒頭、実行委員長、主催の中央労働災害防止協会理事長 竹越 徹 氏 及び 愛知労働局長 代田 雅彦 氏より挨拶をいただき、大会の盛会を祈念しました。



中央労働災害防止協会 理事長 竹越 徹 氏



愛知労働局長 代田 雅彦 氏

会議では、中央労働災害防止協会教育ゼロ災推進部長 八木 健一 氏より、全国産業安全衛生大会のコンセプト等について説明が行われ、続いて当協会の守山専務理事より愛知県下労働基準協会の取組み状況について報告がなされました。

第2回実行委員会は7月5日に開催されますので、おって報告します。

～ 全国産業安全衛生大会in名古屋のコンセプト ～

日常の安全衛生活動に加え、

- ① ゼロ災害全員参加運動50周年を踏まえた新たな運動の普及
- ② 化学物質の自律的な管理

愛知から全国へとして、

- ③ 「安全経営あいち」を通じたリスクアセスメントの普及、パワハラ防止の労働劇

第82回全国産業安全衛生大会in名古屋

① 会場（ポートメッセなごや）について

第82回（令和5年度）全国産業安全衛生大会は、8年ぶりに愛知県名古屋市（ポートメッセなごや）で9月27日（水）から29日（金）までの3日間開催します。そこで、これから開催まで様々な角度から全国産業安全衛生大会in名古屋をご紹介します。

第1回となる今回は、大会が開催される会場（ポートメッセなごや）について、報告します。

名古屋市国際展示場（愛称：ポートメッセなごや）は、中部地区最大規模の国際見本市会場として、名古屋市港区の金城ふ頭に昭和48年に建設されました。見本市・展示会をはじめ数多くのイベント、集会が開催され、多数の来場者に利用されています。

また、令和4年10月1日には2つの施設（新第1展示館、コンベンションセンター）が新たにオープンし、新第1展示館は柱の無い展示スペースとしては日本最大級（展示面積は、約2万平方メートルで1万5千人規模のコンサートやスポーツイベントが開催可能）となり、こけら落とし公演は小田和正さんのコンサートが開催されました。



新たにオープンした新第1展示館

交通アクセスは、あおなみ線名古屋駅より24分、金城ふ頭駅から新第1展示館はデッキで直結しており雨に濡れずに移動することが可能です。

（お車の場合：施設内の一般来場者用駐車場の利用が廃止のため、伊勢湾岸自動車道 名港中央IC料金所を降りてすぐの金城ふ頭駐車場へ駐車ください。※5,000台駐車可能な有料駐車場です。）

周辺施設には、「LEGOLAND® Japan Resort」や「リニア・鉄道館」、ショップや飲食店など約40店舗のお店があり、陶芸や吹きガラス、食品サンプル作りなどのモノづくり体験が楽しめる商業施設の「メイカーズ・ピア」などがあります。



あおなみ線「名古屋駅」構内に設置されたレゴ®ブロック製の路線案内図

また、1月13日（金）には開催関係者による会場視察も行われ、大会の成功に向けて動線の確認や問題点の話し合いなどが行われました。



新第1展示館の一部



交流センター



フードコート（コンベンションセンター2F）

技能講習等講習会予定表

※NSB東海への入構には、新型コロナワクチン接種済み(2月末までは3回以上、3/1以降は4回以上)の証明が必要です。

		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転 (31Hコース)	2月	1	NSB東海	2.3.6	NSB東海	7.8.9	NSB東海		
		3	NSB東海	13.14.15	NSB東海	16.17.20	NSB東海		
		17	ポーラ名古屋ビル	20.21.22	トヨタL&F白金	19.26.3/5	水谷運輸倉庫		
		17	トヨタ教育センター	18.19.20	トヨタ教育センター	25.26.27	トヨタ教育センター		
		28	ポーラ名古屋ビル	3/2.3.6	トヨタL&F白金	3/1.2.3	NSB東海		
	3月	3	アイプラザ豊橋	5.11.12	トピー工業				
		7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	トヨタL&F白金	12.19.26	L&F北名古屋		
		10	豊和工業	13.14.15	トヨタL&F白金	16.17.20	トヨタL&F白金		
		20	ポーラ名古屋ビル	22.23.24	トヨタL&F白金	27.28.29	トヨタL&F白金		
	4月	4	ポーラ名古屋ビル	5.6.7	NSB東海	9.16.23	L&F小牧		
		20	ポーラ名古屋ビル	24.25.26	NSB東海	24.25.26	トヨタL&F白金	27.28.5/1	トヨタL&F白金

講習会	会 場	2月	3月	4月
ガス溶接 【学科1日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	1	15	3
	(実) トヨタ教育センター	4	18	8
	(学) ポーラ名古屋ビル	5		
	(実) 愛知製鋼	7		
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 2.3 (実) 4	(学) 1.2 (実) 3	(学) 5.6 (実) 7
		(学) 6.7 (実) 8	(学) 8.9 (実) 10	(学) 12.13 (実) 14
		(学) 13.14 (実) 15	(学) 13.14 (実) 15	(学) 19.20 (実) 21
		(学) 20.21 (実) 22	(学) 22.23 (実) 24	(学) 26.27 (実) 28
		(学) 23.24 (実) 25	(学) 27.28 (実) 29	
		(学) 27.28 (実) 3/4		
	アイプラザ半田		(学) 16.17 (実) 20or21	
	トヨタ教育センター			(学) 13.14 (実) 18or19
	(学) 豊和工業 (実) ポーラ名古屋ビル			(学) 10.11 (実) 15
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	2.3 16.17 20.21	1.2 16.17 22.23	5.6 10.11 26.27
	アイプラザ豊橋	8.9		25.26
	アイプラザ半田	16.17		
	トヨタ教育センター			24.25
	江南市民文化会館		1.2	
	特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	6.7 23.24 27.28 22.23	3.6 13.14 1.2 22.23	3.4 17.18
プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	22.23	27.28	10.11
	乾燥設備作業主任者 【学科2日】	20.21		12.13
	高所作業車 【学科1日実技1日】	(学) 豊和工業 (実) ポリテクセンター名古屋港	24 27or28or29	
	はい作業主任者【学科2日】	2.3	1.2	24.25
	石綿作業主任者 【学科2日】	9.10	16.17	3.4
			27.28	5.6

講習会	会 場	2月	3月	4月
技能講習	石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ (リモート)	9.10 1.2 7.8 16.17 27.28	16.17 6.7 9.10 21.22
	鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	27.28	7.8 18.19
	ショベルローダー等運転 【学科1日実技3.5日】	(学) 豊和工業 (実) ポリテクセンター	10 13.14.15.16 17.20.21.22	
	(学) ポーラビル (実) ポリテクセンター		7 13.14.15.16 17.20.22.23	
特別教育	アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) 愛知製鋼	4.5 9	4.5 7
	自由研削といし取替・試運転 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル		6 20
	機械研削といし取替・試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター	(学) 7 (実) 8or9	
	産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) 三菱電機 (学) エイジェック (実) エイジェック	13.14 15or16or17 6.7 8or9or10	
	電気自動車整備実習【学科・実技1日】	名鉄自動車学校	16	
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		18
	低圧電機 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 20 (実) 21	(学)13 (学)22 (学)11 (学)24 (実)14 (実)23 (実)12 (実)25
	フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	17 24 27	9 21
	安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		24.25
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 13.14 (実) 15or16	
能力向上等	マスコットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂	14	20 20
	石綿調査者【学科2日】	国際会議場	13.14 21.22	8.9 14.15 22.23
	衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	2.3.9.10	
	エグゼクティブ作業主任者【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	6.7.8.9	

日付の 表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	2月	3月	4月
最近の労働トラブルの防止を分かりやすく学ぶセミナー	13 スカイワードあさひ	2 名古屋市公会堂	
2022年度 リスクアセスメントセミナー	2 名古屋市公会堂		
経営者セミナー	8 名古屋国際会議場		
化学物質の自律的な管理にむけて		27 名古屋市公会堂	

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。